

電子レセプト請求における令和2年10月診療（調剤）分以降の留意点等について（お知らせ）

令和2年4月に行われた診療報酬改定に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正が行われております。

【留意点（医科・歯科・調剤 共通）】

電子レセプトによる請求を行う場合、診療（調剤）報酬明細書の「摘要」欄については、令和2年10月診療（調剤）分以降は「診療報酬請求書等の記載要領」別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄に記載されている項目の該当コードを選択することとなっております。

つきましては、摘要欄のコード化請求への対応準備等をお願いいたしますとともに、ご不明な点等は貴院（局）でご使用のレセプトコンピュータメーカー等にご相談（お問い合わせ）くださるようお願いいたします。

なお、令和2年10月診療（調剤）分以降において不備（別表Ⅰにレセプト電算処理システム用コードの記載があつて、当該コードを使用していないもの）がある場合には、**原則として返戻対応となります**のでご注意ください。

《参考》「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

- 厚生労働省保険局医療課長（歯科医療管理官）
保医発 0327 第1号（令和2年3月27日付）

令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

- 厚生労働省保険局医療課 事務連絡（令和2年8月31日付）（別添5）



【留意点（歯科）】

歯科レセプトにおいては、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたことに伴い、「特定保険医療材料（使用歯科材料）」が令和2年10月診療分から変更されますので、ご確認のうえ、正しい金額によるレセプト請求をお願いいたします。

《参考》「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

- 厚生労働省保険局歯科医療管理官_保医発 0831 第3号
（令和2年8月31日付）



[上記に関するお問い合わせ先]

秋田県国民健康保険団体連合会 審査課

（直通）☎ 018-862-6959